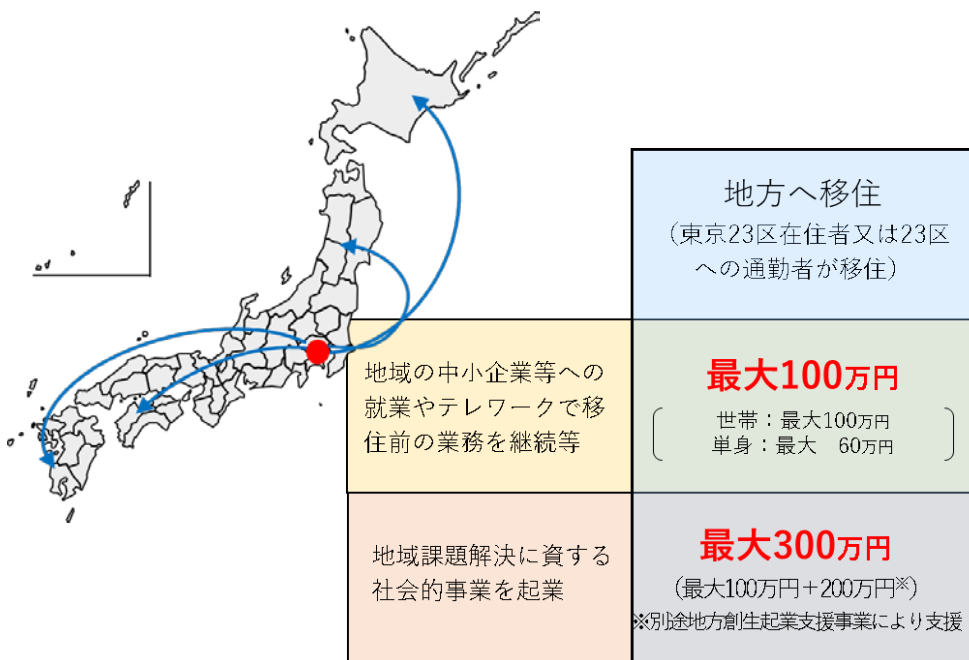


地方創生移住支援事業

○地方へのUIターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。（2019～）

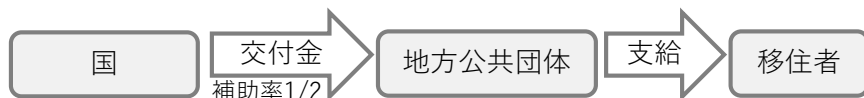


※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※ 条件不利地域：過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

<資金の流れ>

地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

- ・過去10年で直近1年通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

- ・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村に移住
- ・移住先で、①地域の中小企業等への就業※1
②テレワークにより移住前の業務を継続※2
③地域で起業 などを実施

※1：都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要あり

※2：R2.12概算決定において新たに対象

移住支援金を申請

受給

- ・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

移住支援金を受給

※ 支援金の受給には、移住先の自治体が本事業を実施していることが必要